

失踪した元夫の借金返済請求

◎ 相談の内容

40歳代の無職女性から「元夫が250万円の借用書を残して失踪した。支払い請求が何度も来て困っている。」との相談。

○ 聽取結果

- ・借用書には相談者の署名押印があるが、いずれも相談者のものではない。
- ・相手方は保証債務の履行を求めてくる。
- ・相手方は、借用書は250万円なのに利息等がついたとして450万円を請求してくる。
- ・相手方は、夜中まで請求をしてくる。

○ 当番弁護士の指導

- ・相談者の申し立てによれば、相談者に保証債務はない。
- ・従って、相手方からの保証債務の履行を拒絶する。
- ・借用額から判断しても利息等が多額であり、利息制限法に抵触する。
- ・請求の対応からすると、弁護士が相手方代理人として窓口を務め、民事保全手続きや刑事告訴等の手続きを執ることも考えられる。
- ・相談者の経済状況から弁護士費用については、法律扶助を利用することができる可能性が高いと思われる。

○ 警察署への事前相談

- ・返済請求時のトラブルに対応してもらうため、所轄警察署に状況を事前に相談しておくこととした。